

(有) 静岡健康企画 ことぶき薬局 TEL055(977)6024 たまち薬局 TEL054(251)1678
ひまわり薬局 TEL053(463)4312 みかん薬局 TEL053(584)2230 いちご薬局 TEL055(946)6430

ストップ!ドーピング!!

皆さんドーピングについてどのくらい知っていますか?

2015年にロシアが国ぐるみで自国選手にドーピングをさせ、違反が発覚しないように隠ぺいしていたという報告書が公表されました。先月には平昌オリンピックも開催されましたが、ドーピングには私たちの身近にある薬も関わっているの、トップアスリートだけの問題でなく、私たちの身近に起こりうることなのです。



「ドーピングとは…?」

ドーピングとは、競技能力を増幅させる可能性がある手段(薬物あるいは方法)を不正に使用することを言います。これは、単に「禁止薬物を使用した」ということだけではなく、右にある3つがドーピングに当てはまります。

ドーピングの定義

- 禁止薬物や禁止方法(※)を使用する、企てる
- 競技者に対して禁止物質・方法を使用させる、企てさせる
- ドーピング検査の拒否

(※)輸血やドーピング検査時の尿のすり替え



スポーツはフェアな戦いですから勝利者は称賛を浴びるのであり、ドーピングを許容してはスポーツの価値を自ら否定することになります。したがって、スポーツ界は、アンチ・ドーピング活動(ドーピングを禁止してドーピングを根絶する活動)に真摯に取り組む必要があります。



ドーピングが禁止される理由

- スポーツの基本理念、スポーツ精神(the spirit of sport)に反する
- フェアでない、反則
- 選手の健康に有害である
- 副作用
- 社会悪である
- 薬物汚染、青少年への悪影響

ドーピング検査の目的は、ドーピングを行っているものを摘発する事ではなく、クリーンな選手の権利を守ることである。

「禁止物質を含む市販薬」

日常すぐに入手できる風邪薬や漢方薬、痛み止めに禁止薬物が含まれているものがあります。次にあげているもの以外にもたくさんあるので、市販薬を使用する際には薬剤師やスポーツファーマシスト(スポーツにおけるドーピング防止活動を行っている薬剤師)に相談してください。

総合感冒薬

メチルエフェドリンという興奮作用がある物質が含まれているものがあります。



葛根湯

麻黄という生薬が含まれており、この主成分にメチルエフェドリンがあります。



鼻炎用内服薬

プソイドエフェドリンという興奮作用がある物質が含まれているものがあります。



「意外と身近なドーピング」

2011年に日本アンチ・ドーピング機構(JADA)は、競技会検査で禁止物質が検出されたとして、高校生の陸上選手に2カ月の資格停止と日本ジュニア・ユース選手権大会記録などが失効したことを明らかにしています。禁止物質として検出されたのは、選手が喘息の治療のために処方されていた薬が原因だったそうです。



日本でのドーピング違反は、ほとんどが不適正な薬であることに気付かずに使用してしまう「うっかりドーピング」です。この場合でも記録抹消・出場停止といった処分を下される可能性があります。上の事例のように、ドーピング検査は現在高校生などさまざまな競技会でも実施されています。もしユース大会やインターハイ、国体に出場する場合や身の回りにそのような人がいるときには、

- ◇市販薬を使用する際には薬剤師やスポーツファーマシストに相談する
- ◇サプリメントは商品表示に全ての物質が表記されていないので特に注意する
- ◇治療の目的で禁止物質や禁止方法を用いる必要がある場合はTUE(治療目的使用に係わる除外措置)を申請する

など、ドーピング違反しないための対策を心がけましょう。

また、スポーツファーマシスト公式サイトより、お近くのスポーツファーマシストを検索することもできますので、そちらの方も活用してください(スポーツファーマシスト在籍施設には右下のステッカーが貼ってあります)。

